

インボイス発行事業者登録の開始のお知らせ

クライアントの皆様。平素は大変お世話になっております。

少し先の話となりますが、**令和5年10月1日**よりインボイス（適格請求書）制度の導入が予定されております。

例えばインボイスが発行できない免税事業者（登録事業者以外）からの仕入れに関しては、消費税の控除が出来なくなるため、実質的に原価・経費増、消費税支払額増となり自社、得意先に大きな影響がでるものと予想されます。

そこで事前にインボイス制度のご理解とインボイス（請求書）カスタマイズのご対応をお早めにご準備されることをお勧めいたします。

詳細な制度の概要は国税庁 HP ([インボイス制度の概要](#)) よりご確認ください。

☆ 現在、そして今後も課税事業者の皆様

①令和3年10月1日より申請が開始されました。電子申請にて登録申請済ですので、登録番号の通知が届きましたらご連携させていただきます。

また、令和3年11月1日に国税庁の下記サイトで会社の登録番号が公表されます。

[国税庁公表サイト](#)

②発行する請求書に登録番号を記載ください。

☆ 現在や将来免税事業者になる予定の皆様

インボイス発行事業者として登録するためには、その時までには課税事業者にならなければなりません。下記にインボイス発行事業者になるメリットとデメリットを記載させていただきました。

【メリット】

・得意先は原価・経費の消費税を売上に係る消費税から今まで通り控除することができるため、得意先への負担はありません。

・課税取引をメインとして営んでいる会社は、売上高が1,000万円未満であると関係先から予測されません。

【デメリット】

・消費税を納める必要があります。

なお、登録事業者となる場合には**令和5年3月31日まで**に登録を完了させなければなりませんので皆様のご意向をお聞きしながら一緒に検討できますと幸いです。

お忙しいところお手数をおかけいたします。

木村三奈子